

(3) 予防接種を受けるときに、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓、腎臓、肝臓、血液、発育障害等の基礎疾患がある方
- ② 過去にけいれんの既往がある方
- ③ 過去に免疫不全の診断を受けている方及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある方
- ⑤ インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アレルギーを呈するおそれがある方

(4) 他の予防接種を受けている場合の接種間隔

インフルエンザワクチンは不活化ワクチンのため、接種間隔の制限はありません。

※令和2年10月1日の接種から、不活化ワクチンと経口生ワクチンの接種前後の接種間隔の制限はなくなりました。

(5) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① ワクチン接種後24時間は副反応の出現に注意し、様子をみてください。特に接種直後の30分以内は健康状態の変化に注意しましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれん等の異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ ワクチン接種後1時間を経過すれば、入浴は差し支えありませんが、注射部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種後は、接種部位を清潔に保ちましょう。過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、ワクチン接種後24時間は避けましょう。

7 予防接種の副反応と健康被害救済制度

どのワクチンでも接種後に、副反応が起こることがあります。また、接種時期に、他の病気が偶然重なって現れることもあります。

接種を受けた場所（局所）が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがあります。また、熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることがあります。これらの症状は通常2～3日のうちに治ります。なお、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害等、重い症状が現れることもあると報告されており、非常にまれですが、アナフィラキシーショック（じんましん、呼吸困難等）が現れることもあります。接種後、体調に変化があった場合は、すぐに接種医にご相談ください。

定期接種対象者に該当する方が、予防接種後の副反応により、医療機関での入院治療が必要とされる程度の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度の対象となる場合があります。ただし、その健康被害と予防接種の因果関係を関連分野の専門家による国の審査会で審議し、認定された場合に補償を受けることとなります。

定期接種の対象者ではない方が、万一入院を必要とする程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度以上の障害等の健康被害が生じた場合については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の医薬品副作用被害救済制度に基づく救済の対象となります。

8 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分受け、診察を行ったうえで、接種を実施しなかった場合は、それがいかなる理由であっても、その後、インフルエンザにかかる、あるいはかかって症状が重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めるることはできません。

東灘区役所 078-841-4131(代)	灘区役所 078-843-7001(代)	中央区役所 078-232-4411(代)
兵庫区役所 078-511-2111(代)	北区役所 078-593-1111(代)	北神区役所 078-981-5377(代)
長田区役所 078-579-2311(代)	須磨区役所 078-731-4341(代)	北須磨支所 078-793-1313(代)
垂水区役所 078-708-5151(代)	西区役所 078-929-0001(代)	西神保健福祉窓口 078-990-0201(代)

保健所予防衛生課 TEL 078-322-6788 FAX 078-322-6763